

身体拘束等適正化に関する指針

社会福祉法人 伸康会

1, 基本的考え方

当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その利用者の行動を制限する行為を行ってはならない

《身体拘束の具体的な行為》

- ① 徘徊、転倒などがないように四肢・体幹をひもで縛る
 - ② 経管栄養などのチューブを抜かないようにと、皮膚を掻き毟らないようにミトン型の手袋をつける
 - ③ 立ち上がりが出来ないような車いすを使用したり、車いすをテーブルにつける
 - ④ 脱衣やオムツ外しを制御するために、介護衣（つなぎ）を着せる
 - ⑤ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
 - ⑥ 言葉によって相手の行動を制限する事や抑制する事（スピーチロック）
- *その他にも一時的に利用者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限の事

(2) 緊急やむを得ない場合の例外3原則

1	切迫性	利用者本人又は他利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
2	非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無いこと
3	一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要

2, 身体拘束適正化に向けての基本方針

(1) 身体拘束を誘発する原因を探り除去する

身体拘束をやむを得ず行う状況には必ず理由や原因があり、徹底的に探り、除去するケアが必要

(2) 5つの基本的ケアを徹底する

- ① 起きる → 寝たきり防止 覚醒刺激 人間らしさ
- ② 食べる → 脱水予防 経口摂取 生きること
- ③ 排泄 → トイレ誘導と随時交換
- ④ 清潔 → 皮膚の清潔 状態の観察 快適さ
- ⑤ アクティビティ → 良い刺激 その人らしさ

(3) 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を目指す

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の事に取り組みます

- ・利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める
- ・言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努める
- ・利用者の意向に沿ったサービス提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします
- ・利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような対応は行いません
- ・拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返り、主体的な生活を送れる様に努めます

3, 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

緊急やむを得ず行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する

①カンファレンスの実施

身体拘束廃止委員会で検討を行い、「例外3原則」を全て満たした場合のみ行える

② 利用者本人や家族に対しての説明

- ・安心してサービスを利用して頂くため契約時に身体拘束廃止の方針を説明します
- ・生活に対する意向を確認し、取り組みについて理解と協力を得られるように努める
- ・3要件すべてを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得た上で行います
- ・同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などの説明し、同意を得た上で継続します

③ 記録と再検討

- ・法律上、記録は義務付けられており、様式を用いて経過、解除に向けての取り組みを記録します
- ・記録をもとに、出来るだけ早期解除するよう必要性や方法を検討します

④ 拘束の解除

- ・身体拘束を継続する必要性が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解除します
- ・利用者、家族に報告します

4, 身体拘束適正化に向けた取り組み

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

① 設置目的

- ・現状把握及び改善についての検討
- ・実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・実施した場合の介助の検討
- ・身体拘束等適正化に関する職員への指導

② 身体拘束等適正化委員会の構成員

現場上長及び担当委員とします

③ 身体拘束委員会の開催（虐待防止委員会と同時開催）

- ・ 3カ月に1回定期開催します
- ・ 必要時は随時開催します

(2) 身体拘束適正化のための職員教育・研修

身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行う。

定期的な教育・研修（年4回：4・7・10・1月）の実施 ※委員会開催時

身体拘束・身体拘束疑い事象の確認及び検討

5, 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、施設ホームページに掲載など行い、積極的な閲覧の推進に努めます

6, その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

職員全体で以下の点に十分に議論して共有認識をもち、拘束をなくしていくように取り組む必要がある

- ・ マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束を実施していないか
- ・ 認知症高齢者であるということで安易に身体拘束を実施していないか
- ・ 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に身体拘束を実施していないか
- ・ 本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の施策、手段はないのか。

※身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表する事が職員としての責務である。

令和3年11月1日改定

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○ ○ ○ ○ 様

- 1 あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要理由	
-----------------	--

身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 から 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

施設名 代表者

印

記録者

印

